

国民健康保険税の減免・軽減制度について

世帯所得の減少や加入者の失業、災害被害等で国民健康保険(国保)税を納めるのに困りの場合、国保税の減免・軽減を受けることができる可能性があります。

【減免・軽減の種類】

[1. 所得の減少にかかる減免](#)

[2. 法定軽減\(7割・5割・2割\)](#)

[3. 非自発的失業者にかかる軽減](#)

[4. 国民健康保険法第59条\(刑務所・少年院等への収容\)にかかる減免](#)

[5. 旧被扶養者にかかる減免\(後期高齢者医療制度創設に伴う減免\)](#)

[6. 住宅等の被災にかかる減免](#)

[7. 農作物の被災による減収にかかる減免](#)

[8. 債務返済のために住宅を譲渡した際の譲渡所得にかかる所得割額の減免](#)

[9. 生活保護の扶助開始にかかる減免](#)

[10. 国保加入者の後期高齢者医療制度移行に伴う軽減措置](#)

1. 所得の減少にかかる減免 ※要申請

母子(父子)世帯、老年者のみの世帯、重度障害者のいる世帯、失業で収入が激減している世帯、病気療養で収入が激減している世帯について、本年中(1月～12月)における世帯主(国保加入者ではない世帯主も含む)及び世帯の国保加入者の所得を合計した「世帯所得」が、昨年の「世帯所得」と比較して10分の7以下(30%以上の減)となる場合、現年度分(遡及課税分を除く)の国民健康保険税の医療分・支援分・介護分にかかる所得割額を減免率に基づき減額します。

※申請期限は、現年度の第9期(3月)納期限の7日前です。

※昨年の「世帯所得」が450万円以上の世帯は、10分の6以下(40%以上の減)が減免条件になります

※昨年の「世帯所得」が、600万円以下の場合に申請できます。

減免率表				
昨年の世帯所得額				
所得減少率	150万円以下	300万円以下	450万円以下	600万円以下
100%	100%	90%	80%	70%
90%以上	90%	80%	70%	60%
80%以上	80%	70%	60%	50%
70%以上	70%	60%	50%	40%
60%以上	60%	50%	40%	30%
50%以上	50%	40%	30%	20%
40%以上	40%	30%	20%	10%
30%以上	30%	20%	10%	×

※【所得減少率(%)】= ((前年中世帯所得－今年中世帯所得) ÷ 前年中世帯所得) × 100】

所得の減少にかかる減免	
必要なもの	国民健康保険税減免申請書、本年中の上記「世帯所得」を証明する書類(確定申告書、給与・年金源泉徴収票等)、保険証又は納税通知書(国保番号が分かるもの)、申請者(世帯主または世帯員)の印鑑

[- 目次へ戻る -](#)

2. 法定軽減(7割・5割・2割) ※申請不要

前年中の世帯所得額が一定額以下の世帯について、国民健康保険税の医療分・後期高齢者支援金分・介護分の平等割、均等割を軽減します。ただし、軽減判定の際には、世帯主(国保加入者ではない世帯主を含む)、世帯の国保加入者及び特定同一世帯所属者(同世帯の75歳以上の方)の所得額が判明している必要がありますので、必ず所得の申告を行ってください。

法定軽減(7割・5割・2割)	
世帯人数	・現年度4月1日の「判定基準日」(4月2日以降に納付義務が発生した場合はその日)現在において、国民健康保険の資格を有する方及び国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方(以下「特定同一世帯所属者」といいます)の合計で判定します。
世帯所得額	・世帯主(国民健康保険の資格のない世帯主も含む)、世帯内の国民健康保険有資格者及び特定同一世帯所属者の所得金額の合計で判定します。 ・65歳以上の方については、公的年金等所得から15万円を控除した後の額が判定基準の所得になります。 ・青色事業専従者給与額や専従者控除がある方は、控除前の額が判定基準の所得になります。 ・土地建物等にかかる分離(長期・短期)譲渡所得がある場合は、特別控除前の額が判定基準の所得になります。
参考	・7割・5割・2割軽減については、保険税額決定時に自動的に適用されます。 ・判定基準日後に世帯人数が変更となった場合でも軽減の取り消しや再判定は行いませんが、軽減判定後に世帯主が変更となった場合は軽減の再判定を行います。

[- 目次へ戻る -](#)

3. 非自発的失業者にかかる軽減 ※要申請

倒産・解雇などの理由で離職され、雇用保険を受給された方について、以下の条件に該当する場合に国民健康保険税の医療分・支援分・介護分を軽減します。

非自発的失業者にかかる軽減	
要件	離職時に65歳未満であった方。雇用保険受給資格者証の離職理由欄に記載の番号が「11」、「12」、「21」、「22」、「23」、「31」、「32」、「33」、「34」の方。(離職票-2に記載されている記号においては、1A=11、1B=12、2A=21、2B=22、3A=31、3B=32、2C=23、3C=33、3D=34に該当します。ただし、ハローワークにおける雇用保険の受給手続きの際の聞き取り等により、離職理由欄の番号が変更になる可能性があります)
軽減対象期間	離職年月日の翌日から翌年度末まで。
軽減内容	所得割について、該当者の給与所得を100分の30にして計算します。
必要なもの	特例対象被保険者等にかかる軽減措置申告書、雇用保険受給資格者証の写し、本人の印鑑

[- 目次へ戻る -](#)

4. 国民健康保険法第 59 条(刑務所・少年院等への収容)にかかる減免 ※要申請

被保険者が、刑務所等に収容されている場合、当該事由の生じた後に到来する納期にかかる国民健康保険税のうち、医療分・支援分・介護分の所得割、均等割を免除します。また、対象となる期間に他の被保険者がいない月は、平等割も免除します。

国民健康保険法第 59 条(刑務所・少年院等への収容)にかかる減免	
対象期間	少年院等へ収容されている期間、刑務所等(警察の留置所を含む)に収容中の期間 ※対象となる期間が 1 ヶ月未満の場合は、減免の対象にはなりません。
必要なもの	国民健康保険税減免申請書、収監証明書、本人の印鑑(代理人が届け出る場合はその方の印鑑も)

[- 目次へ戻る -](#)

5. 旧被扶養者にかかる減免(後期高齢者医療制度創設に伴う減免) ※要申請

被用者保険の被扶養者であった方について、国民健康保険の資格を取得した月から国民健康保険税の医療分及び支援分を下記のとおり減免します。(申請後の次年度以降は、自動的に適用されます)

旧被扶養者にかかる減免(後期高齢者医療制度創設に伴う減免)	
対象となる方	被用者保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移行することにより国民健康保険の資格を取得した、65 歳以上の被扶養者であった方(以下「旧被扶養者」といいます。)
減免内容	・対象者の所得割額を全額減免します。 ・7 割、5 割軽減が適用されている場合を除き、国民健康保険の資格を取得した月以後 2 年を経過する月まで、均等割の 2 分の 1 に相当する額を減免します。 ・旧被扶養者のみで構成される世帯については、7 割、5 割軽減が適用されている場合を除き、国民健康保険の資格を取得した月以後 2 年を経過する月まで、平等割の 2 分の 1 を減免します。
必要なもの	国民健康保険税減免申請書、申請者(世帯主または世帯員)の印鑑

[- 目次へ戻る -](#)

6. 住宅等の被災にかかる減免 ※要申請

天災その他これに類する災害により、被保険者が所有する居住宅や日常使用する家財に損害が生じ、その損害金額(保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。)がその住宅等の価格の10分の3以上である場合で、前年中の世帯合計所得金額が、600万円以下であるとき、次の区分により現年度分(遡及課税分を除く)の国民健康保険税の医療分・支援分・介護分にかかる所得割額を軽減又は免除します。

住宅等の被災にかかる減免			
損害の程度	前年中の世帯合計所得額		
	300万円以下	450万円以下	600万円以下
10分の3以上	50%	25%	12.5%
10分の5以上	免除	50%	25%
必要なもの	国民健康保険税減免申請書、り災証明書、申請者(世帯主または世帯員)の印鑑		

[- 目次へ戻る -](#)

7. 農作物の被災による減収にかかる減免 ※要申請

天災その他これに類する災害により、農作物の減収による損失額(農作物の減収価格から農業災害補償法(昭和22年法律第185号)によって支払われるべき農作物共済金額を控除した金額)が平年における当該農作物による収入額の合計額の10分の3以上である場合で、前年中の世帯合計所得金額が600万円以下であるとき、農業所得に係る現年度分(遡及課税分を除く)の所得割額(所得割額を前年中の所得に占める農業所得の割合によりあん分した額とする)を軽減又は免除します。

農作物の被災による減収にかかる減免	
前年中の世帯合計所得	減免割合
150万円以下	免除
300万円以下	80%
450万円以下	60%
600万円以下	40%
必要なもの	国民健康保険税減免申請書、減収量証明書、申請者(世帯主または世帯員)の印鑑

[- 目次へ戻る -](#)

8. 債務返済のために住宅を譲渡した際の譲渡所得にかかる所得割額の減免 ※要申請

被保険者が債務返済等のため、居住用財産(住宅)を譲渡した場合、現年度分(遡及課税分を除く)の国民健康保険税のうち当該譲渡所得にかかる所得割額を免除します。

債務返済のために住宅を譲渡した際の譲渡所得にかかる所得割額の減免

必要なもの

国民健康保険税減免申請書、住宅の譲渡金額が分かる書類の写し、返済した債務の領収書等の写し、申請者(世帯主または世帯員)の印鑑

[- 目次へ戻る -](#)

9. 生活保護の扶助開始にかかる減免 ※要申請

被保険者が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による扶助を受けた場合、扶助を受けた後に到来する納期にかかる保険税を免除します。

生活保護の扶助開始にかかる減免

必要なもの

国民健康保険税減免申請書、生活保護受給証明書、申請者(世帯主または世帯員)の印鑑

[- 目次へ戻る -](#)

10. 国保加入者の後期高齢者医療制度移行に伴う軽減措置 ※申請不要

世帯の中で後期高齢者医療制度に移行する人がいることにより、国保被保険者が一人の世帯となる【特定世帯】は、最長で5年間、国民健康保険税の医療分・支援分の平等割額が2分の1軽減されます。また、5年を経過し、世帯の状況が継続している【特定継続世帯】は、最長で3年間、国民健康保険税の医療分・支援分の平等割額が4分の1軽減されます。(本軽減は、保険税額決定時に自動的に適用されます)

[- 目次へ戻る -](#)